

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

令和 7 年 3 月定例議会 議第 7 号 参考資料

改 正 案	現 行																																																																														
(パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第17条 パートタイム会計年度任用職員に対する報酬の額は、月額又は時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）により定めるものとし、月額により定める場合にあっては300,000円を、時間額により定める場合にあっては3,000円をそれぞれ超えない範囲内において、給与条例の適用を受ける職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して、規則で定める。 別表（第3条、第4条関係） <table><tr><th>職種</th><th>職務の級</th><th>適用する号給の範囲</th></tr><tr><td>一般行政事務</td><td>1 級</td><td>9 号から19号まで</td></tr><tr><td>清掃作業員、調理員</td><td>1 級</td><td>23号から33号まで</td></tr><tr><td>保育士、保育教諭、幼稚園講師</td><td>1 級</td><td>41号から51号まで</td></tr><tr><td>用務員</td><td>1 級</td><td>5 号から15号まで</td></tr><tr><td>用務員兼調理員、栄養士、<u>管理栄養士</u></td><td>1 級</td><td>31号から41号まで</td></tr><tr><td>家庭児童相談員、母子・父子自立支援員</td><td>1 級</td><td>43号から53号まで</td></tr><tr><td>就労支援員</td><td>1 級</td><td>26号から36号まで</td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td>1 級</td><td>69号から79号まで</td></tr><tr><td>精神保健福祉士、保健師、看護師、社会福祉士、助産師</td><td>1 級</td><td>77号から87号まで</td></tr><tr><td>教育指導員</td><td>1 級</td><td>81号から91号まで</td></tr><tr><td>司書</td><td>1 級</td><td>15号から25号まで</td></tr><tr><td>上記以外の職種</td><td colspan="2">職務の内容に応じ市長が定める職務の級及び号給の範囲</td></tr></table>	職種	職務の級	適用する号給の範囲	一般行政事務	1 級	9 号から19号まで	清掃作業員、調理員	1 級	23号から33号まで	保育士、保育教諭、幼稚園講師	1 級	41号から51号まで	用務員	1 級	5 号から15号まで	用務員兼調理員、栄養士、 <u>管理栄養士</u>	1 級	31号から41号まで	家庭児童相談員、母子・父子自立支援員	1 級	43号から53号まで	就労支援員	1 級	26号から36号まで	介護支援専門員	1 級	69号から79号まで	精神保健福祉士、保健師、看護師、社会福祉士、助産師	1 級	77号から87号まで	教育指導員	1 級	81号から91号まで	司書	1 級	15号から25号まで	上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める職務の級及び号給の範囲		(パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第17条 パートタイム会計年度任用職員に対する報酬の額は、月額又は時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）により定めるものとし、月額により定める場合にあっては300,000円を、時間額により定める場合にあっては2,500円をそれぞれ超えない範囲内において、給与条例の適用を受ける職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して、規則で定める。 別表（第3条、第4条関係） <table><tr><th>職種</th><th>職務の級</th><th>適用する号給の範囲</th></tr><tr><td>一般行政事務</td><td>1 級</td><td>9 号から19号まで</td></tr><tr><td>清掃作業員、調理員</td><td>1 級</td><td>23号から33号まで</td></tr><tr><td>保育士、保育教諭、幼稚園講師</td><td>1 級</td><td>41号から51号まで</td></tr><tr><td>用務員</td><td>1 級</td><td>5 号から15号まで</td></tr><tr><td>用務員兼調理員、栄養士_____</td><td>1 級</td><td>31号から41号まで</td></tr><tr><td>家庭児童相談員、母子・父子自立支援員</td><td>1 級</td><td>43号から53号まで</td></tr><tr><td>就労支援員</td><td>1 級</td><td>26号から36号まで</td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td>1 級</td><td>69号から79号まで</td></tr><tr><td>精神保健福祉士、保健師、看護師、社会福祉士、助産師</td><td>1 級</td><td>77号から87号まで</td></tr><tr><td>教育指導員</td><td>1 級</td><td>81号から91号まで</td></tr><tr><td>司書</td><td>1 級</td><td>15号から25号まで</td></tr><tr><td>上記以外の職種</td><td colspan="2">職務の内容に応じ市長が定める職務の級及び号給の範囲</td></tr></table>	職種	職務の級	適用する号給の範囲	一般行政事務	1 級	9 号から19号まで	清掃作業員、調理員	1 級	23号から33号まで	保育士、保育教諭、幼稚園講師	1 級	41号から51号まで	用務員	1 級	5 号から15号まで	用務員兼調理員、栄養士_____	1 級	31号から41号まで	家庭児童相談員、母子・父子自立支援員	1 級	43号から53号まで	就労支援員	1 級	26号から36号まで	介護支援専門員	1 級	69号から79号まで	精神保健福祉士、保健師、看護師、社会福祉士、助産師	1 級	77号から87号まで	教育指導員	1 級	81号から91号まで	司書	1 級	15号から25号まで	上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める職務の級及び号給の範囲	
職種	職務の級	適用する号給の範囲																																																																													
一般行政事務	1 級	9 号から19号まで																																																																													
清掃作業員、調理員	1 級	23号から33号まで																																																																													
保育士、保育教諭、幼稚園講師	1 級	41号から51号まで																																																																													
用務員	1 級	5 号から15号まで																																																																													
用務員兼調理員、栄養士、 <u>管理栄養士</u>	1 級	31号から41号まで																																																																													
家庭児童相談員、母子・父子自立支援員	1 級	43号から53号まで																																																																													
就労支援員	1 級	26号から36号まで																																																																													
介護支援専門員	1 級	69号から79号まで																																																																													
精神保健福祉士、保健師、看護師、社会福祉士、助産師	1 級	77号から87号まで																																																																													
教育指導員	1 級	81号から91号まで																																																																													
司書	1 級	15号から25号まで																																																																													
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める職務の級及び号給の範囲																																																																														
職種	職務の級	適用する号給の範囲																																																																													
一般行政事務	1 級	9 号から19号まで																																																																													
清掃作業員、調理員	1 級	23号から33号まで																																																																													
保育士、保育教諭、幼稚園講師	1 級	41号から51号まで																																																																													
用務員	1 級	5 号から15号まで																																																																													
用務員兼調理員、栄養士_____	1 級	31号から41号まで																																																																													
家庭児童相談員、母子・父子自立支援員	1 級	43号から53号まで																																																																													
就労支援員	1 級	26号から36号まで																																																																													
介護支援専門員	1 級	69号から79号まで																																																																													
精神保健福祉士、保健師、看護師、社会福祉士、助産師	1 級	77号から87号まで																																																																													
教育指導員	1 級	81号から91号まで																																																																													
司書	1 級	15号から25号まで																																																																													
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める職務の級及び号給の範囲																																																																														